

## IBM Sterling B2B Integration Services

この「IBM ご利用条件」の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」(以下、「本契約」といいます。)の条項に追加されるものです。「IBM SaaS」および関連する「前提ソフトウェア」のご利用の前に、この「IBM SaaS ご利用条件」(以下、「ご利用条件」または「ToU」といいます。)をよくお読みください。お客様は、あらかじめ本「ご利用条件」に同意する場合に限って、「IBM SaaS」および「前提ソフトウェア」を利用することができます。お客様は「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」へのアクセスもしくはその利用、記名押印、または「同意する」ボタンをクリックすることにより、「ご利用条件」に同意したとみなされます。「ご利用条件」に同意した場合、適用法により禁止されるか、または別段の合意がない限り、信頼できる手段(例えば photocopy または facsimile)により作成された、「ご利用条件」の写しは、原本と同一とみなされます。

**お客様がお取引先に代わって「ご利用条件」に同意する場合は、お取引先に「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していることを表明および保証するものとします。「ご利用条件」に同意しない場合、またはお客様に「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していない場合は、いかなる方法でも、「IBM SaaS」または「前提ソフトウェア」を利用してはならず、「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」において提供される機能に関与することもできません。**

### 第 1 章 - 一般条項

#### 1. 目的

この「ご利用条件」は、以下の「IBM SaaS」に適用されます。

- IBM Sterling B2B Integration Services

この「ご利用条件」のみにおいて、「IBM SaaS」とは、本条に定める特定の「IBM SaaS」オファリングを指すものとします。

お客様は、有効な「サブスクリプション期間」中に限って「IBM SaaS」を利用することができます。この「IBM SaaS」を利用するには、IBM Sterling B2B Services のサブスクリプションを取得しなければなりません。IBM Sterling B2B Services には、別個の「ご利用条件」が適用され、「取引文書」に定める追加料金が適用されます。お客様が IBM Sterling B2B Services のサブスクライブしていない場合、この「ご利用条件」(および「IBM SaaS」のサブスクリプション)は無効です。

#### 2. 定義

「ご利用条件」で定義されていない用語は、「本契約」の定義によります。この「ご利用条件」において、「プログラム」は適用される「本契約」で使用されている「プログラム」を含み、「取引文書」は「IBM SaaS 見積書」を含みます。

「**拡張マップ**」とは、次の 1 つ以上の特性がある「マップ」をいいます。(a) 拡張された構造(単一のサブ詳細レベルまたはサブ行項目レベルなど)、(b) 拡張ロジック(カスタム内部ロジック、検索 / 相互参照、複雑な計算、条件付きループなど)、(c) 前処理もしくは後処理、「ユーザー出口」または複数ファイルへの出力なし、d) 中規模のアプリケーション・ファイル構造(現在 40 未満の合計フィールドおよび 8 レコード・タイプなど)、ならびに (e) 単一の出力ファイル。

**前提ソフトウェア**とは、「IBM SaaS」へのアクセスおよびその利用を容易にするために、「IBM SaaS」オファリングの一部として IBM または第三者がお客様に提供するすべての「プログラム」および関連資料をいいます。

「**ゲスト・ユーザー**」とは、お客様とのデータ交換のために「IBM SaaS」にアクセスすること、またはお客様に代わって「IBM SaaS」を利用することをお客様が許可した「IBM SaaS ユーザー」をいいます。

「**キロ文字**」とは、1,000 バイトのデータをいいます。

「**メールボックス**」とは、お客様に割り当てられ、お客様が電子データを送信し、保存し、受信することができる個人用のセキュアな電子ストレージ・スペースをいいます。

「**マッピング要件仕様 (MRS)**」とは、「マップ」開発のためのビジュアル表現をいいます。MRS は、ソース・データと出力データ間のフィールド・レベルの関係を定義するスプレッドシートとして提供されます。

「**パートナー**」とは、お客様が取引関係を有する法人組織をいいます。

**プライバシー・プラクティス**とは、インターネット上の <http://www.ibm.com/privacy> に掲示されている「**プライバシー・プラクティス** (改訂があれば改訂版も含まれます。)」を意味します。

「**標準マップ**」とは、次の1つ以上の特性がある「マップ」をいいます。(a) 標準的な構造 (単一のサブ詳細レベルでサブ行項目レベルはなし)、(b) 標準ロジック (変数割り当て、検索/相互参照、複雑な計算なしまたは条件付きループなし)、(c) 前処理もしくは後処理、「ユーザー出口」または複数ファイルへの出力なし、(d) 中規模のアプリケーション・ファイル構造 (現在 20 未満の合計フィールドおよび 4 レコード・タイプなど)、(e) XML 変換なし、ならびに (f) 単一の出力ファイル。

### 3. 料金に関する一般条件

#### 3.1 課金単位

「IBM SaaS」のサブスクリプション料金は、以下の1つ以上の課金単位に基づきます。

「**文書**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「文書」とは、その先頭と末尾を示す文書のヘッダーおよびトレーラー・レコード内に含まれる有限量のデータとして定義されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」によって処理される「文書」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「**エンティティ ID**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「エンティティ ID」は固有の ID であり、「IBM SaaS」における「SaaS」環境においては別の用語 (カスタマー ID、パートナー ID、サプライヤー ID、ベンダー ID または EDI ID を含みますがこれらに限定されません。) で言及される場合があります。お客様の「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」に含まれる「エンティティ ID」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

IBM Sterling Web Forms、IBM Sterling Supplier Portal、IBM Sterling Supply Chain Visibility Vendor Compliance および IBM Sterling B2B Services において、「エンティティ ID」は、その取引を行うエンティティの組織構造にかかわらず、取引を行うエンティティに固有の ID です。

「**ギガバイト**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「ギガバイト」とは、2 の 30 乗バイトのデータとして定義されます (1,073,741,824 バイト)。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」によって処理される「ギガバイト」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「**マップ**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「マップ」とは、トランザクションの実行時間中に使用される電子的相関として定義されます。これは、データの受信者が理解できるように、ソース・データ・フィールドに対する処理を決定します。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に出力側で理解される形式に入力データを変換する「IBM SaaS」によって提供される「マップ」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「**PIP (パートナー・インターフェース・プロセス)**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「PIP」とは、ビジネス・プロセスに対するトランザクションのオーケストレーションとして定義されます。1 way、2 way および 3 way の「PIP」があり、いずれも単一の「PIP」単位とみなされます。「Way」という用語は、プロセスを構成するために必要な個々のトランザクションの数を示します。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める計測期間中に「IBM SaaS」により処理される「PIP」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「**要求**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「要求」とは、IBM がサービスの実行を許可したお客様による行為として定義されます。サービスによって、「要求」は、書面による通知や、電話、Eメール、またはオンラインによるサポート要求の形式を取ることがあります。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」に提出される「要求」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「サーバー呼び出し」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「サーバー呼び出し」とは、お客様のタグ付きイベントの結果として「IBM SaaS」に渡され、「IBM SaaS」によって処理されるデータで、追跡対象の訪問者により開始されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める計測期間中に「IBM SaaS」によって使用される「サーバー呼び出し」の数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

## 3.2 料金 & 課金

### 3.2.1 セットアップ

セットアップ料金は、(a) 「取引文書」に記載される特定の部品番号、または (b) IBM とお客様との間で別途締結するプロフェッショナル・サービス契約での作業内容に記載される料金のいずれかにより定められます。「セットアップ・サービス」は、お客様が所有または管理する所在地、または IBM が所有または管理する所在地においてのみ提供されます。

### 3.2.2 サブスクリプション課金

「IBM SaaS」に対する料金は、次のように「取引文書」に記載されます。

サブスクリプション料金は、「取引文書」に定める期間に対して月払いまたは年払いでの請求を選択することができます。請求サイクルに応じた支払額は、サブスクリプション料金および超過料金を基本的に計算されます。

### 3.2.3 超過分の料金

請求サイクル中のお客様の実際の課金単位が注文数量を超過する場合には、お客様はその超過分についても月次で請求されます。超過料金は、「取引文書」の定めに従って請求されます。

### 3.2.4 オンデマンド

オンデマンド・オプションは、お客様がオンデマンド・オプションを採用した月に請求され、「取引文書」の定めに従って支払われるものとします。

## 4. アカウントの作成およびアクセス

「IBM SaaS ユーザー」がアカウント (以下、「アカウント」といいます。) を登録する場合、IBM は「IBM SaaS ユーザー」に対し、「アカウント」の ID およびパスワードを付与します。お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」情報を管理し、最新の情報を保つよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。お客様はいつでも、「アカウント」の登録の際にお客様が提供するもしくは「IBM SaaS」において利用する「個人情報」について、修正または「アカウント」情報からの削除を要求することができます。この情報は修正または削除されますが、削除により「IBM SaaS」へのアクセスができなくなる場合があります。

お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」の ID およびパスワードを保護し、「IBM SaaS ユーザー・アカウント」にアクセスできる者またはお客様に代わり「IBM SaaS」を利用できる者を管理するよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。

## 5. トレードアップ

特定の「IBM SaaS」オファリングを置き換える、別の「IBM SaaS」オファリングは、割引料金で取得できる場合があります。IBM が、置き換えられた「IBM SaaS」オファリングに対するアクセスをお客様に提供した場合、お客様は、IBM が元の「IBM SaaS」オファリングに対するお客様の利用を終了させることに同意するものとします。

## 6. オンデマンド・サービス

オンデマンド・オプションは、「本契約」および「取引文書」の条件に基づいて注文します。

## 7. 「IBM SaaS」の中断および終了

### 7.1 中断

「IBM SaaS ユーザー」が、「ご利用条件」、「本契約」もしくはその他の「利用規定」に違反した場合、IBM の知的財産権を不正に利用した場合、または準拠法に違反した場合、IBM は、いつでも、違反した「IBM SaaS ユーザー」の「IBM SaaS」へのアクセスを中断もしくは取消、違反した「IBM SaaS ユー

ザー」の「コンテンツ」を削除、またはその両方を行う権利を留保するものとします。IBM は、中断または取消を行う場合には、お客様に対して通知します。

## 7.2 終了

お客様の IBM Sterling B2B Services のサブスクリプションが終了した場合、お客様の「IBM SaaS」のサブスクリプションも自動的に終了します。IBM は、お客様が「本契約」または「ご利用条件」を遵守せず、かつ、かかる不遵守が IBM からの書面による通知を受領してから合理的な期間内には是正されない場合には、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスを終了できるものとします。IBM は、現行の「サブスクリプション期間」または更新期間の末日に、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスを終了することができます。ただし、IBM が、その時点で現行の「サブスクリプション期間」の末日から 90 日前までに、お客様に対し書面にて解約を通知することを条件とします。終了により、お客様はすべての未払い料金を支払う責任を負い、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスおよびこれに関するその他の権利は取り消され、消滅します。この場合、お客様およびお客様の「IBM SaaS ユーザー」は、「IBM SaaS」の利用を終了し、自己の保有または管理下にある関連「前提ソフトウェア」のコピーを廃棄しなければなりません。

## 8. 「サブスクリプション期間」の更新

### 8.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」を締結しているお客様については、「本契約」の 3.5.4 項（「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」および「特定サポート」の自動更新）の最初および第 2 番目（太字）の条件は、適用される各国固有の条件も含めて、この「IBM SaaS」オファリングに適用されます。ただし、(a) この「ご利用条件」では、「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」または「特定サポート」という文言は、「IBM SaaS サブスクリプション期間」という文言に置き換わるものとし、(b) 「IBM SaaS サブスクリプション期間」の自動更新が行われないようにするためには、お客様は、その時点で有効な「サブスクリプション期間」が終了する 90 日前までに、IBM に対して書面にて解約を通知しなければならないものとします。

### 8.2 必要なお客様の更新

「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」のお客様は、当該契約でこれと異なる規定（各国固有の条件を含みます。）がある場合も、IBM SaaS オファリングは、初期「サブスクリプション期間」の末日に更新されないものとします。初期「サブスクリプション期間」を超過して引き続き「IBM SaaS」を使用し続けるためには、お客様は「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」の条件の下で新規のサブスクリプションを取得する必要があります。

## 9. 緊急時保守および定期保守

IBM が決定する保守作業の時間帯において、IBM は、定期保守を実施します。この他にも予定停止時間や臨時停止時間が生じる場合があります。通常のアプリケーションおよびシステムのアップグレードは、[https://customer.sterlingcommerce.com/group/sterling/support\\_center](https://customer.sterlingcommerce.com/group/sterling/support_center) または IBM が提供するその後の URL での記載に従って実行します。

この時間帯は、「IBM SaaS」を利用することはできません。

## 10. アップデート

IBM が「IBM SaaS」に対して提供するまたは一般的に入手可能とする、「IBM SaaS」に対するすべての機能拡張、修正、変更、改訂、更新、補足、アドオン・コンポーネントまたは置き換え（以下、総称して「アップデート」といいます。）は、IBM が提供するそのような「アップデート」に適用される追加条件に従うことを条件として、「ご利用条件」の適用を受けるものとします。お客様は、IBM が特段の通知または同意を取得することなく、IBM の標準操作手順に従って「IBM SaaS」に対する「アップデート」を自動的に送信、アクセス、インストールおよびその他によって提供することに同意します。

「アップデート」を作成、提供またはインストールすることは、IBM の義務ではなく、「ご利用条件」のいかなる条項によっても IBM にかかる義務が要求されるとは解釈されません。

## 11. ご利用条件の改訂

IBM は、IBM が「サブスクリプション期間」中に「IBM SaaS」に対して提供または一般的に入手可能とする「アップデート」を反映するため、および適用法により別途義務付けられる場合は、お客様に対して少なくとも 30 日前に通知を行った上で、「ご利用条件」を事前に変更する権利を留保します。更新されたサブスクリプションには、その更新時に有効な「ご利用条件」が適用されます。

## 12. テクニカル・サポート

別紙 A に別段の優先的な規定がない限り、テクニカル・サポートは、「IBM SaaS」オファリングおよび「前提ソフトウェア」(該当する方)に対して

[https://customer.sterlingcommerce.com/group/sterling/support\\_center](https://customer.sterlingcommerce.com/group/sterling/support_center) または IBM が後に提供する URL に定める「サブスクリプション期間」において提供されます。

テクニカル・サポートは「IBM SaaS」に含まれ、個別のオファリングとしては提供されるものではありません。

## 13. データ・プライバシーおよびデータ・セキュリティ

### 13.1 お客様の義務

IBM に対して提供する「個人情報」またはお客様を介して IBM が受領する「個人情報」に関しては、お客様のみが「データ管理者」として、データ保護に関するあらゆる適用法令またはそれに類似する法令(「EU 指令 95/46/EC」ならびに同指令(およびその施行法)に定義される「個人情報」および特別カテゴリーのデータの処理を規制する同指令の施行法など)を遵守する責任を負うものとします。

お客様は、(i)「コンテンツ」に「個人情報」を含め、(ii)「前提ソフトウェア」および「IBM SaaS」を利用する前に、法律上必要な同意、許可および承認をすべて取得し、必要なすべての開示を行うことに同意するものとします。

お客様は、「コンテンツ」に含まれる可能性があるあらゆる「個人情報」(お客様に代わって「IBM SaaS ユーザー」が第三者と共有する情報も含まれます。)に関して単独責任を負うことを認め、かつ、これに同意するものとします。お客様は、お客様の指示に従った処理により IBM がデータ保護に関する適用法に違反しないようにすることを含め、「ご利用条件」に基づき IBM が行う「個人情報」の処理の目的および方法を決定する単独の責任を負うものとします。

「IBM SaaS」は、いかなる形式による「特定の機微な個人情報」または「秘守義務の対象となる医療情報」(以下で定義)の保管または受信も目的としていません。また、お客様は IBM に提供されたそれらの情報、または IBM によるそれらの情報の紛失や開示に関連して、IBM が被る合理的な費用および他の金額(第三者の請求から生じたものを含みます。)に対する責任を負うものとします。「特定の機微な個人情報」とは、次のようなものです。1) 紛失した場合にデータ侵害通知要件の適用対象となる個人データ。金融情報、国が定める識別番号(社会保険番号(SIN)、社会保障番号(SSN)など)または運転免許証やパスポート番号などの政府が発行する識別番号、銀行口座番号、クレジット・カードまたはデビット・カード番号が含まれますが、これに限定されません。2) 人種または民族的起源、性的指向、政治的意見、宗教的、イデオロギー的、もしくは哲学的な信条もしくは活動、または労働組合の組合員情報に関する個人情報。「秘守義務の対象となる医療情報」とは、改正に伴い Health Information Portability and Accountability Act of 1996 ("HIPAA") で規定された「個人を特定可能な医療情報」です。

お客様は、IBM による「IBM SaaS」の提供において有用であると IBM が合理的に判断する場合に、IBM がお客様に通知した海外の法人および国に「個人情報」を含む「コンテンツ」を移転できることに同意します。お客様は「IBM SaaS」がかかる国のかかる法人により提供されることに同意し、「ご利用条件」に基づく「個人情報」の海外への移転がデータ保護に関する適用法を遵守しているかという判断については、お客様のみが責任を負います。IBM は、お客様またはお客様の「データ管理者」が必要な承認の取得など法律上の義務を履行するにあたって、合理的な範囲でお客様に協力するものとします。

IBM が、「IBM SaaS」の一部における「個人情報」の処理または保護の方法を変更し、その変更によりお客様がデータ保護に関する適用法を遵守できなくなる場合、お客様は、IBM がお客様に変更を通知した日から 30 日以内に IBM に対して書面にて通知することにより、影響を受けた「IBM SaaS」の現在の「サブスクリプション期間」を終了することができます。IBM は、この終了に関して、お客様に料金を返金する義務を負わないものとします。



## 13.2 IBM の義務

IBM は、「IBM SaaS」を提供するのに合理的に必要な方法で、かつ、その目的のために限り、お客様の「個人情報」を処理します。

IBM は、「IBM SaaS」を提供する場合に限って、IBM が定めるとおりお客様の「個人情報」を処理し、お客様は IBM が定める内容がかかる処理に関するお客様の指示に合致していることに同意します。

本「ToU」または「本契約」の終了または満了後、お客様からの書面による要望により、IBM はお客様が「個人情報」と特定するすべての「コンテンツ」について、破棄するか、または お客様に返却します。

データ保護に関する適用法により、お客様またはお客様の「データ管理者」が、個人または関係当局に対して「個人情報」に関する情報またはこれに対するアクセスの提供を求められる場合、IBM はかかる情報またはアクセスを提供するために、合理的な範囲でお客様に協力します。

## 13.3 コンテンツの保護

「本契約」においてこれと異なる規定がある場合でも、

- a. IBM が適用法を遵守することを条件として「IBM SaaS」を本契約で意図するとおり運用および実施するために行う場合を除き、IBM は、お客様の「コンテンツ」を意図的に開示または使用しません。
- b. IBM は、お客様の「コンテンツ」の処理を、IBM が下記のセキュリティー・プラクティスおよび手順を導入している、「IBM SaaS」のホスティングおよび運用に使用されるシステムにおいてのみ行います。

## 13.4 セキュリティー・プラクティス

IBM は、「IBM SaaS」のホスティングおよび運用に使用されるシステムに関して、プラクティスおよび手順(定期的に修正される場合があります。)の導入および保守を行います。これらのプラクティスおよび手順は、「IBM SaaS」の「コンテンツ」またはお客様による「IBM SaaS」の使用に対して干渉、悪用、またはその他の損害を招く可能性のある不慮の損失、不正侵入、無許可アクセス、権限のない開示もしくは変更、または不法行為に対するシステムのぜい弱性を低減するために策定されたものです。お客様はご要望に応じて、「IBM SaaS」に適用されるプラクティスおよび手順の説明を、適用される技術的な手段や運用上の手段を含めて利用することができます。お客様は、これらのプラクティスおよび手順がお客様の要件を満たす適切なものであるかどうかの判断につき、責任を負うものとします。「IBM SaaS」の使用をもって、IBM のプラクティスおよび手順、ならびにこれらのお客様の目的に対する適合性についてお客様が応諾されたものとみなします。「IBM SaaS」の「セキュリティー・プラクティス」に別段の定めがある場合を除き、IBM はいかなるセキュリティー機能に関しても、または IBM SaaS もしくはお客様のコンテンツが何らかの侵入もしくは不法行為から保護されることを、表明または保証するものではありません。

## 14. 適用輸出法令の遵守

各当事者は、特定のユーザーへ輸出、または核、宇宙もしくはミサイル、化学および生物兵器等の禁止される最終用途に対する輸出を禁止する米国の輸出管理関連規制を含む、適用されるすべての輸出入管理法規を遵守するものとします。お客様は、「コンテンツ」の全部または一部が米国の「国際武器取引規則 (ITAR)」の規制対象にはならないことを表明するものとします。お客様は、IBM が「IBM SaaS」の提供をリモートでサポートをする目的で、海外のリソース(現地採用している非永住者または世界各国の担当者)を使用することを認めるものとします。お客様は、IBM によるアクセスが可能な「IBM SaaS」のいかなる「コンテンツ」も、適用される輸出管理法規の下、輸出許可を要せず、IBM の海外リソースもしくは担当者に対する輸出が制限されないことを表明するものとします。

## 15. 補償

お客様は、次のいずれかに起因または関連する第三者請求につき、IBM を補償、防御および免責することに同意します。1) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」による「利用規定」の違反、2) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」内に作成した「コンテンツ」、または、お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」に提供、アップロード、もしくは転送した「コンテンツ」。

## 16. 著作権侵害

IBMはそのポリシーにより、他人の知的財産権を尊重します。著作権の保護対象に対する侵害を報告するには、<http://www.ibm.com/legal/us/en/dmca.html>に記載の「Digital Millenium Copyright Act Notices（デジタル・ミレニアム著作権法に関する注意）」をご確認ください。

## 17. 保証および除外事項

### 17.1 保証の内容と制限

IBMは、「IBM SaaS」がこの「ご利用条件」の別紙Aに含まれる仕様に準拠することを保証します。お客様は、各国の法律に別段の定めのある場合を除き、かかる仕様が英語のみで提供される場合があることに同意するものとします。

「IBM SaaS」が保証されたとおりに機能せず、かつ、IBMがそれを保証されたとおりに機能させることができない場合、IBMは、お客様により事前に支払われた金額を按分により返金し、「IBM SaaS」を利用するお客様の権利は終了するものとします。この限定保証は、「IBM SaaS」オフファリングの「サブスクリプション期間」において、適用されます。

#### 保証の適用除外

IBMは、「IBM SaaS」の実行が中断しないこと、確実に実行されること、またはその実行に誤りがないことを保証せず、また、IBMが第三者による「IBM SaaS」の中断を予防できること、またはすべての誤りが修正されることを保証するものではありません。

「IBM SaaS」の利用による結果については、お客様の責任とします。

### 17.2 保証の範囲

**本条の保証は、保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証、十分な品質の保証、特定目的適合性の保証および第三者の権利の不侵害の保証を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。**

17.1項に定める保証は、次の場合、適用されません。誤用、事故、変更、不適切な設備条件もしくは稼働環境での使用、お客様もしくは第三者によってなされた不適切な保守、またはIBM以外の者の責に帰すべき事由により生じた障害もしくは破損。

## 18. 「IBM SaaS」オフファリング固有の条件

「文書」ベースの「IBM SaaS」の料金を設定する目的のために、「文書」のサイズは3キロ文字以下であるとみなされます。1ヶ月におけるすべての「文書」の平均サイズが3キロ文字を超えた場合、「取引文書」に定める超過料金は、処理された超過キロ文字を3で除したた値に基づき課金します。

お客様または「IBM SaaS ユーザー」が「コンテンツ」を第三者のWebサイト、または「IBM SaaS」にリンクされたその他のサービスもしくは「IBM SaaS」からアクセス可能なその他のサービスに送信する場合、お客様および「IBM ユーザー」は「コンテンツ」の当該送信を可能にするすべての同意をIBMに提供するものとします。ただし、かかる相互作用は、お客様と第三者のWebサイトまたはサービスの間でのみ行われるものとします。IBMは、そのような第三者のWebサイトもしくはサービスに対するいかなる保証または表明もせず、かつ、そのような第三者のWebサイトまたはサービスに対していかなる責任も負いません。

IBMソフトウェア・アプリケーションの構成を行うことをお客様（またはお客様が指定する第三者）に許可するユーザー出口が「IBM SaaS」に含まれていて、お客様（またはお客様が指定する第三者）がそのユーザー出口を利用する場合、IBMは、いかなる構成結果（以下、「お客様の固有の拡張機能」といいます。）に対しても責任を負わないものとします。「お客様の固有の機能拡張」は、「IBM SaaS」の一部として含まれないものとします。

IBMは、(a)お客様による「IBM SaaS」の利用に関する匿名のデータ、総計のデータおよび要約のデータを蓄積して分析し、(b)報告書、研究論文、分析、ならびに前記の蓄積および分析の結果によるその他の研究物（以下、総称して「蓄積データ」といいます。）を作成する場合があります。IBMは、「蓄積データ」に対するすべての権利を保持するものとします。

IBM は、IBM 製品のテストおよびその品質の向上を唯一の目的として、お客様のデータを「IBM SaaS」環境内の非生産的使用目的サーバーにコピーする場合があります。

お客様は、「サービス」に対する義務を IBM が履行するのに合理的に必要な範囲において IBM に対して無償で、(1) お客様のシステム、情報、人員およびリソースへの十分なアクセスを提供すること、「セットアップ・サービス」を促進するにあたりお客様のその他の責任を果たすこと、ならびに (2) IBM の従業員および請負業者がお客様の敷地内にいる間、かかる者に適切かつ安全な作業環境を提供することに同意するものとします。IBM は、お客様によるかかるアクセスの提供の遅滞または「セットアップ・サービス」に関するお客様のその他の責任の履行遅延から生じる「セットアップ・サービス」の履行遅滞または不履行について、責任を負わないものとします。

IBM は、お客様、「お客様のエンタープライズ」またはお客様のパートナーによる、またはそれらの間における製品もしくはサービスの申し込みまたは販売(以下、「取引」といいます。)に関連するいかなる事項に対しても、それらの取引がかかる法人により、またはかかる法人間において「IBM SaaS」の結果として伝えられたかにかかわらず、責任を負わないものとします。

お客様の「ゲスト・ユーザー」は、「IBM SaaS」へのアクセスおよびその利用のために、IBM が提供するオンラインでの同意を要求される場合があります。お客様は、次の要件を含め「ゲスト・ユーザー」に対する責任を負うものとします。a) 「ゲスト・ユーザー」による「IBM SaaS」に関連するあらゆる請求、b) 「ゲスト・ユーザー」に発生する料金、または c) 「ゲスト・ユーザー」による「IBM SaaS」の不正使用。

「IBM SaaS」には、(1) お客様およびお客様のパートナーとの間のデータの送受信、(2) IBM への直接接続を介するか、または第三者が提供する 1 つ以上のゲートウェイもしくはネットワークを通じた相互接続(以下、「相互接続サービス」といい、各第三者を「相互接続プロバイダー」といいます。)を介してのお客様のパートナーへのデータの送信およびお客様のパートナーからのデータの受信、または (3) いくつかの翻訳サービスまたはその他の関連サービスが含まれる場合があります。IBM は、「IBM SaaS」を提供する目的または適用法もしくは法的手続きに基づき要求される場合に限り、お客様またはお客様のパートナーが所在する国の外に、データを転送または格納することができるものとします。お客様と「相互接続プロバイダー」との間の別の契約に定める場合を除き、「相互接続プロバイダー」は、いかなる場合においても「IBM SaaS」の提供に関する責任をお客様に対して負わないものとします。

トランザクション(インバウンドまたはアウトバウンド)の前にデータのカスタム処理を実行する各カスタマイズ・スクリプトは、「IBM SaaS」の一部として文書化されず、または含まれません。

いかなる時点においても、「IBM SaaS」には、お客様から、またはお客様に代わって受け取った医療請求データもしくはその他の健康関連情報の処理(標準以外の形式または標準以外のデータ・コンテンツから標準要素またはトランザクションへの処理(もしくはこの反対の処理))、または処理の促進)は含まれません。

IBM は、「サブスクリプション期間」に等しい期間中、データに対するオンライン可視性を維持し、提供します。たとえば、お客様が 36 カ月間のサブスクリプションに同意した場合、すべてのデータはそのサブスクリプション期間中保持されます。「サブスクリプション期間」を 24 カ月間追加して、サブスクリプションを更新した場合、過去 24 カ月間のデータは、ローリング・ベースで保持されます。つまり、更新後の「サブスクリプション期間」のうち 6 カ月が経過した場合、更新後の「サブスクリプション期間」の最初の 6 カ月間のデータおよび更新前の「サブスクリプション期間」の 18 カ月間のデータが保持されていることとなります。データの保持期間は、別紙 A に定める特定のオフリングに従って延長することができます。保持期間が過ぎると、データは消去されます。

## **18.1 お客様には、以下のことを行っていただきます(かつ、該当する場合は、お客様のパートナーにも以下のことを行うよう要求していただきます)**

- a. すべての変換エラーもしくは失敗、処理エラーもしくは失敗、非準拠の伝送、送受信の失敗、または「メールボックス」にアクセスできないことについて、IBM に通知すること。
- b. データの正確性および完全性を検査すること。また、お客様が、「IBM SaaS」環境内で、また IBM およびその他の第三者のネットワーク(すべての相互接続サービスを含みます。)を介してデータを転送するときに、データを判読不能にする必要がある場合に(またはそれを希望する場合に)、データを暗号化すること。



- c. 適切なデータ処理パラメーターおよび伝送パラメーターを設定すること。
- d. データ、処理、および伝送のエラーを特定するために、適切な安全機能が導入されていることを確認すること。
- e. IBM が、「IBM SaaS」によって提供されたサービスを復元するために必要なすべてのデータ、ファイル、およびその他のマテリアル(カード・ファイル、テープ・ファイル、ディスク・ファイル、およびプリンター出力など)を復元できるように、十分な関連データ、ファイル、およびその他のマテリアルを保持すること。
- f. テスト期間、移行、および「IBM SaaS」に対する変換に関連して、事業継続性を維持し、パートナー・コミュニティに期待される効果を伝えること。
- g. IBM の合理的な要求に従って、支援を提供するためにお客様のスタッフを確保すること。
- h. 「マップ」のセットアップのために、IBM が合理的に要求するすべての情報を提供すること。これには、アプリケーション・ファイルのレイアウト、パートナーの要件仕様、テスト・データ、既存の「マップ」情報が含まれますが、これらに限定されません。
- i. IBM によって合理的に要求された場合は、プロジェクトの実装によって影響を受けるお客様のすべてのビジネス・プロセス定義文書を提出すること。
- j. IBM が、実装する場合は、プロジェクトの実装を完了できるように、合理的に要求される情報およびマテリアルを提供すること。
- k. お客様のプロジェクト・マネージャーに、IBM とお客様間の単一の連絡担当者となり、プロジェクト・チーム・ミーティングに出席し、お客様の組織内でプロジェクトの問題を調整し、その解決を支援し、業界内で標準的であるその他の合理的なプロジェクト管理義務を遂行させること。

## 18.2 IBM は、以下に対して責任を負いません。

- a. お客様または第三者の装置やソフトウェアのエラーまたは障害
- b. お客様に対して(またはお客様によって)送信された連絡事項に基づいたお客様または第三者の行動に起因する障害
- c. お客様のいずれかのパートナーの信用度または業績
- d. お客様またはお客様のパートナーによって不適切に送信されたデータ
- e. お客様の「相互接続サービス」プロバイダー、お客様もしくはお客様のパートナー、または不可抗力事態に起因する範囲における、お客様の「相互接続サービス」(あるいは「相互接続サービス」のエラーまたは障害)
- f. IBM が「本契約」の一部を解除した場合における移行の復元サービスの提供

## 18.3 プロジェクトのフレームワーク

「取引文書」に従って、IBM は「IBM SaaS」の計画、構築および実装に必要なソリューション・リソースを提供します。これには以下のフェーズを含みます。

- a. 「サービス設計フェーズ」は、ビジネスおよび技術環境の設計です。IBM は、お客様の現在の環境に対する評価を提供します。これには、過去に作成したアーキテクチャー文書を、ハードウェア・システム、通信、アプリケーション・インターフェースの初期セットアップのために収集する追加要件およびパートナーの要件に照らしてレビューすることが含まれます。
- b. 「サービス提供フェーズ」は、お客様の既存の取引パートナーのコミュニティ(例えば、エンティティ ID およびマップ)の「IBM SaaS」へ移行します。「取引文書」に従って、IBM は以下のことを行います。
  - (1) お客様と IBM 間に接続を実装します。
  - (2) お客様のパートナーと IBM 間に接続を実装します。
  - (3) IBM のテスト計画に従って、装置、統合および接続テストを実施します。
  - (4) 「マッピングの要件仕様」および「マップ」を作成します。ならびに
  - (5) お客様と協力して、お客様のパートナー・コミュニティの実装を管理します。

- c. 「運用フェーズ」は、IBM が「IBM SaaS」日常運用管理を行います。IBM は、お客様の電子商取引インフラストラクチャー (機器、通信およびアプリケーションを含みます。) に関連するハードウェアおよびソフトウェアを保管する設備を、セキュアな環境で運用し、管理します。

「IBM SaaS」により、お客様は、お客様が提供するビジネス・ルールに基づいた方法を使用して、変換されるファイルを IBM に送信してから、パートナーに転送することができます。パートナーから受け取ったファイルは、お客様が提供するビジネス・ルールに基づく方法を使用して、お客様が要求する形式に変換され、お客様の指示に従ってお客様に送信されます。お客様は、テスト期間、移行および変換に関連する限りにおいて、事業継続性およびパートナー・コミュニティに期待される効果を維持する責任を負うものとします。

必要に応じて、追加のリモート・サービスは、別途締結されたプロフェッショナル・サービス契約におけるカスタマイズされた作業記述に記載された料金に従い請求されます。

## 19. 一般条項

「ご利用条件」のいずれかの条項が無効または履行強制ができないとされた場合でも、「ご利用条件」のその他の条項は有効に存続するものとします。一方の当事者が、相手方の債務不履行に際し、義務を厳格に履行することを要求せず、または何らかの権利を行使しなかった場合でも、後に、当該債務不履行もしくはそれに派生して生じる債務不履行に対して履行を要求すること、または権利を行使することを妨げないものとします。「ご利用条件」または適用される「サブスクリプション期間」の終了後もその性質上残存すべき「ご利用条件」の条項は、その履行が完了するまで有効に存続するものとし、また「ご利用条件」の譲受人もしくは承継人に対しても適用されます。

## 20. 完全合意

「ご利用条件」および「本契約」は両当事者間の完全な合意であり、お客様および IBM の両当事者間でなされた従前の口頭または書面によるいかなる合意もこれらに代わるものとします。「ご利用条件」と「本契約」の条件との間に相違がある場合は、「ご利用条件」が「本契約」に優先します。

お客様からの書面での意思表示 (注文書、確認書または電子メールなど) による条件の追加または変更は、無効とします。「ご利用条件」は、本書に定める場合に限り修正することができます。

### 第 2 章 - 各国固有の条件

以下の条件は、第 1 章で定める条項に代わり、または第 1 章で定める条項を変更するものとします。本章で変更のない限り第 1 章の条項は何ら変更なく、有効に存続するものとします。第 2 章の条件は、「ご利用条件」を変更するものであり、以下のとおり構成されます。

- アジア太平洋地域における変更、および
- ヨーロッパ、中東およびアフリカの国々における変更

#### アジア太平洋地域における修正

##### オーストラリア

###### 17. Warranty and Exclusions

*The following is added to the end of Section 17:*

The warranties specified this Section are in addition to any rights Customer may have under the Competition and Consumer Act 2010 or other legislation and are only limited to the extent permitted by the applicable legislation.

##### 日本

###### 17. 保証および除外事項

*第 17 条の第 1 段落から以下を削除するものとします。*

お客様は、各国の法律に別段の定めのある場合を除き、かかる仕様が英語のみで提供される場合があることに同意するものとします。

##### ニュージーランド

###### 17. Warranty and Exclusions

*The following is added to this Section:*

The warranties specified in this Section are in addition to any rights Customer may have under the Consumer Guarantees Act 1993 or other legislation which cannot be excluded or limited. The Consumer Guarantees Act 1993 will not apply in respect of any goods which IBM provides, if Customer requires the goods for the purposes of a business as defined in that Act.

#### ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA) の国々における変更

##### EU 加盟国

*The following is added to Section 17: Warranty and Exclusions:*

In the European Union ("EU"), consumers have legal rights under applicable national legislation governing the sale of consumer goods. Such rights are not affected by the provisions set out in this Section 17: Warranty and Exclusions.

##### オーストラリア

###### 17. Warranty and Exclusions

*If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 17 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following:*

###### 17. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS Appendix A of this Terms of Use and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*").

Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

## ドイツ

### 17. Warranty and Exclusions

*If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 17 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following;*

#### 17. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS Appendix A of this Terms of Use and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*").

Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

## アイルランド

### 17. Warranty and Exclusions

*The following paragraph is added:*

Except as expressly provided in these terms and conditions, or Section 12 of the Sale of Goods Act 1893 as amended by the Sale of Goods and Supply of Services Act, 1980 (the "1980 Act"), all conditions or warranties (express or implied, statutory or otherwise) are hereby excluded including, without limitation, any warranties implied by the Sale of Goods Act 1893 as amended by the 1980 Act (including, for the avoidance of doubt, Section 39 of the 1980 Act).

## アイルランドおよび英国

### 20. Entire Agreement

*The following sentence is added at the beginning of this Section 20:*

Nothing in the following paragraphs shall have the effect of excluding or limiting liability for fraud.

## 別紙 A

### SaaS に関する記述

#### 機能およびコンポーネント

「IBM SaaS」、IBM Sterling B2B Integration Services は、お客様のお取引先、サプライヤーおよびビジネス・パートナーにセキュアな接続およびコラボレーションを提供します。Sterling B2B Integration Services は、IBM Sterling B2B Collaboration Network のクラウド・ベースの B2B 統合 および可視性機能に構築されており、パートナー・オンボーディング、B2B プロセス管理、およびパートナー・サポートに対する包括的なサービスのオフリングを提供します。以下に示す「IBM SaaS」コンポーネントの使用に対する特定の指示については、IBM が随時改定し提供するその時点で利用可能なユーザー文書(「ユーザー・ガイド」)を参照してください。

すべての利用可能な「IBM SaaS」コンポーネントは、以下のリストに示します。お客様は、「取引文書」もしくは(「ご利用条件」に定められる)個別の作業内容に基づいて、または(「ご利用条件」に定められる)オンデマンドもしくはリモート・サービスとして、サブスクライブした「IBM SaaS」コンポーネントのみを受け取る権利を有します。

#### 1. 基本「IBM SaaS」

##### 1.1 変換

- a. IBM Sterling B2B Services – Collaboration Network – EDI to Fax Transformation: お客様の EDI メッセージを可読形式に変換してから、生成された文書をお客様のパートナーに FAX で送信します。
- b. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Map Change: 最大 4 つのデータを変更し、最大 2 回のテスト・サイクルを実行し、必要に応じて MRS を更新します。
- c. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – PIP Based Routing for RosettaNet, CIDX, または PIDX: RNIF 2.0 を使用してお客様とパートナー間で文書を交換します。
- d. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – PIP Based Transformation for CIDX: トランザクションの実行時に、ある形式から別の形式にデータを変換するために、CIDX 「マップ」を通じて実行されるデータに基づく追加料金が必要となります。
- e. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – PIP Based Transformation for PIDX: トランザクションの実行時に、ある形式から別の形式にデータを変換するために、PIDX 「マップ」を通じて実行されるデータに基づく追加料金が必要となります。
- f. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – PIP Based Transformation for RosettaNet: トランザクションの実行時に、ある形式から別の形式にデータを変換するために、RosettaNet 「マップ」を通じて実行されるデータに基づく追加料金が必要となります。

##### 1.2 サポート・サービス

- a. IBM Sterling B2B Services – Integration Plus – Client Services Process Support Subscription: お客様に対してテクニカル・サポートおよびカスタマー・サービス・サポートを提供します。お客様は、パートナー・コミュニティに対して第 1 レベルのサポートを継続的に提供し、IBM は、パートナー・コミュニティに対して第 2 レベルのサポートを提供し、お客様によってエスカレーションされた技術的な問題を管理します。このレベルのサポートは、第 12 条で定義した標準サポートに追加されるものです。

また、IBM は、電子商取引 (EC) ビジネス戦略および目標を特定する「EC ビジネス計画」を策定するために、お客様と協力するプログラム・マネージャーを割り当てます。このプログラム・マネージャーは、必要に応じて、プロジェクトの監視、ビジネス上のレビューおよび助言を行い、該当する評価を実施し、お客様の単一の連絡窓口となります。



- b. **IBM Sterling B2B Services – Integration Plus – Client Process Support with Client Customer Support Subscription:** お客様およびお客様のパートナー・コミュニティーに対してテクニカル・サポートおよびカスタマー・サービス・サポートを提供します。IBM は、B2B の技術的問題を管理し、すべての業務上の懸念事項は、解決のためにお客様に対してエスカレーションされます。IBM は、IBM に連絡してサポートを受けるための電話番号をお客様のパートナー・コミュニティーに提供します。このレベルのサポートは、第 12 条で定義した標準サポートに追加されるものです。
- c. **IBM Sterling B2B Services – Integration Plus – Client Process Support with Client Supplier Support Subscription:** お客様およびお客様のサプライヤー・パートナー・コミュニティーに対してテクニカル・サポートおよびカスタマー・サービス・サポートを提供します。IBM は、B2B の技術的問題を管理し、すべての業務上の懸念事項は、解決のためにお客様に対してエスカレーションされます。IBM は、IBM に連絡してサポートを受けるための電話番号をお客様のサプライヤー・パートナー・コミュニティーに提供します。このレベルのサポートは、第 12 条で定義した標準サポートに追加されるものです。

### 1.3 データの保存

- a. **IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Extended Data Retention:** 事前に決定された延長期間にわたって「ギガバイト」単位のデータを保存します。データ量は、月の末日に計測されます。

### 1.4 その他

- a. **IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Process Enrichment Service:** Web サービスに対して標準 B2B 「文書」フローおよび「パンチアウト」を取得し、ビジネス「文書」内で情報の妥当性検査を行うか、またはビジネス「文書」のコンテンツを豊かにするために使用する追加情報を収集する機能を備えています。
- b. **IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Synchronous B2B Process Service:** リアルタイムの Web サイト問い合わせ / 回答処理、サプライ・チェーン「文書」の同期交換から構成され、異なる Web サービス・インターフェースにかかわらず、IBM B2B サービス環境を通じてパートナーと同期的にメッセージを交換する機能をお客様に提供します。

## 2. セットアップ・サービス

- a. **IBM Sterling B2B Services – Collaboration Network – EDI to Fax Transformation Map Set-up:** お客様の「EDI 文書」を、お客さまのパートナーに送信される FAX 形式に変換するために必要な「マップ」の処理および作成をセットアップします。

IBM は、以下のことを行います。

- ソース・データ (EDI) と FAX 出力間のフィールド・レベルの関係および FAX 出力をどのようにレイアウトするかを定義する「FAX レイアウト定義」文書を配信します。
- 出力 FAX フォームおよび送付状を配信します。
- ファイル形式、実装ガイド、および関連実装要件を使用して、「マップ」(前処理もしくは後処理なし)を作成します。
- ユニット・テストおよびシステム・テストを実施します。
- テスト・データを変換します。
- 出力テスト・データを MRS と照合して検証します。
- 作成済みの「マップ」および FAX フォームを「IBM SaaS」環境に実装します。

お客様は、以下を提供するものとします。

- 「FAX レイアウト定義」文書への入力
- 実装ガイド(規格、バージョン、セグメント、要素、特性、ループ等)への入力
- EDI 入力ファイルに対する EDI 実装に関する詳細な資料
- 電子形式の EDI テスト・データ
- お客様のアプリケーションおよびデータ常駐に精通しているスタッフ要員へのアクセス

b. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Advanced Map Set-up.

IBM は、以下のことを行います。

- ファイル形式、実装ガイド、および関連ビジネス要件を使用して、「拡張マップ」作成のための技術要件を分析します。各パートナーの組み合わせに対して、個別の分析が必要になることがあります。
- お客様の現行の実動パートナーに対して必要な MRS および「拡張マップ」を作成します。
- 実動「IBM SaaS」環境に対して、作成済みの「拡張マップ」を実装します。

c. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Data Extraction Service Set-up: 特定のトランザクションから情報を格納するためのテーブルを作成し、スケジュールに基づいてお客様に対するそのテーブルの通信を構成します。

d. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Expectant Event Alerting Set-up:

IBM は、以下のことを行います。

- スケジュールまたは時刻に基づいて、お客様が特定したイベントを定義します。
- アラート送信先の E メール・アドレスを決定します。
- アラートを送信する間隔を決定します。
- イベントおよび関連するアラートのルーティング / E メールを決定します。

e. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Gentrans Integration Services – Map Set-up.

IBM は、以下のことを行います。

- ファイル形式、実装ガイド、および関連ビジネス要件を使用して、「標準マップ」作成のための技術要件を分析します。各パートナーの組み合わせに対して、個別の分析が必要になることがあります。
- お客様の現行の実動パートナーに対して必要な MRS および「標準マップ」を作成します。
- 実動「IBM SaaS」環境に対して、作成済みの「標準マップ」を実装します。

f. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – PIP Based Routing Set-up for RosettaNet, CIDX, or PIDX: RNIF 2.0 を使用してお客様とパートナー間で接続を確立し、テストします。

g. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – PIP Based Transformation Map for RosettaNet, CIDX, or PIDX.

IBM は、以下のことを行います。

- ファイル形式、実装ガイド、および関連ビジネス要件を使用して、「マップ」のソースまたは出力が CIDX 規格、PIDX 規格、または RosettaNet 規格 (いずれか該当するもの) に基づく「標準マップ」作成のための技術要件を分析します。各パートナーの組み合わせに対して、個別の分析が必要になることがあります。
- お客様の現行の実動パートナーに対して必要な MRS および「標準マップ」を作成します。
- 実動「IBM SaaS」環境に対して、作成済みの「標準マップ」を実装します。

h. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Project Implementation: IBM は、お客様のプロジェクト・マネージャーと協力して、「マップ」作成およびパートナー構成のプロジェクト計画に合意してから、確立されたプロジェクト計画に従って「マップ」作成およびパートナー構成活動を完了します。

i. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Standard Integration Services Map Set-up.

IBM は、以下のことを行います。

- ファイル形式、「実装」ガイド、および関連ビジネス要件を使用して、「標準マップ」作成のための技術要件を分析します。各パートナーの組み合わせに対して、個別の分析が必要になることがあります。
- お客様の現行の実動パートナーに対して必要な MRS および「標準マップ」を作成します。

- 実動「IBM SaaS」環境に対して、作成済みの「標準マップ」を実装します。
- j. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Standard Integration Services Partner Set-up: お客様と協力して、お客様のパートナー・コミュニティの実装を管理します。このサービスには、Partner Connections のセットアップ、構成、およびテストが含まれることがあります。
- k. IBM Sterling B2B Services – Integration Plus – Project Implementation: お客様と協力して、IBM Sterling B2B Services を構成するために必要な活動を決定します。これには、設計、物理的接続、実動構成、テスト、ならびに運用およびサポートの計画が含まれます。

IBM は、以下を行うことができます。

- 分析、設計、およびプロジェクト計画サービスを提供して、現行のお客様の環境を評価します。
- IBM の構内でハードウェア・システム、通信、およびアプリケーション・インターフェースの初期セットアップを実行します。
- お客様のプロジェクト・マネージャーを通じてプロジェクトに関する連絡を維持します。
- お客様のプロジェクト・マネージャーとともに、プロジェクト計画に照らして進行状況を計測し、評価します。
- 定期的なプロジェクト・ステータス・ミーティングを実施します。
- お客様のプロジェクト・マネージャーとプロジェクトの変更を調整します。
- IBM プロジェクト担当者の技術的活動を調整し、管理します。

IBM はお客様が以下を完了するのを支援します。

- パートナー / 文書タイプの情報フロー・ダイアグラムの作成
- プロジェクト計画の作成
- (a) ネットワーク / 通信、(b) レポートの調整、および (c) アプリケーション統合のためのテスト計画の作成
- サポート・システムの構成およびテスト

### 3. オンデマンド・サービス

- a. IBM Sterling B2B Services – Integration Basic – Map Change: 最大 4 つのデータを変更し、最大 2 回のテスト・サイクルを実行し、必要に応じて MRS を更新します。